

神栖市医師修学資金貸与事業

令和6年度 募集要項

令和6年1月

神栖市

目次

	ページ
1 神栖市医師修学資金貸与制度	ページ
(1)目的	2
(2)貸与の対象となる方	2
(3)貸与者数	2
(4)申込	2
(5)貸与期間	2
(6)貸与金額	2
(7)連帯保証人	3
(8)返還時の利息	3
(9)修学資金の返還猶予	3
(10)修学資金の返還免除	3
(11)行事等への参加	4
(12)修学生医師への支援等	4
2 申請から貸与開始まで	5
3 卒業から修学資金の返還が免除されるまで	
(1)卒業後に提出が必要となるもの	6
(2)返還免除までのスケジュール例	7
(3)修学資金の貸与を受ける方の義務	7
4 修学資金の返還	
(1)修学資金の返還が必要な場合	8
(2)返還額の例	8
(3)返還の方法	8
5 条例・規則	8
6 よくある質問	9
7 問合せ先	9

1 神栖市医師修学資金貸与制度

(1) 目的

この制度は、将来、神栖市内の病院や診療所に、医師として勤務しようとする学生に対し、修学に必要な資金を貸与することで、市内医療機関において必要な医師を確保し、市民の健康維持及び増進に資することを目的とします。

(2) 貸与の対象となる方

貸与の対象者は、次の項目の全てに該当する方です。

- ① 大学及び大学院の医学を履修する課程に在学する方、もしくは、外国の医学校において医学を履修する課程に在学する方で、将来、神栖市内の医療機関において医師として勤務しようとする方。
- ② この修学資金とは別に、返還の免除について一定期間の勤務などの規定がある資金の貸与を受けていない方及び、神栖市の奨学資金の貸与を受けていない方又は、受ける見込みがない方。

(3) 貸与者数

2人程度

出身地・国籍は問いません！

(4) 申込

随時申込を受付しています。

申込先：神栖市 市長公室 地域医療推進課 担当：岩瀬
〒314-0192 茨城県神栖市溝口4991番地5
電話 0299-77-8207 FAX 0299-90-1324
E-mail iryō@city.kamisu.ibaraki.jp

申込方法：申請書等（4ページ参照）を申込先持参又は郵送してください。

受付時間：午前8時30分から午後5時15分まで（土・日・祝日を除く）

(5) 貸与期間

大学、大学院若しくは外国の医学校の正規の修学期間内
ただし、休学、停学、留年の期間は除きます。

(6) 貸与金額

入学一時金：240万円（希望者のみ、入学初年度に限る）

月額： 20万円

※国公立大学と私立大学で貸与金額は同額です。

(7) 連帯保証人

修学資金の貸与を受けようとする方（以下「修学生」という）は、貸与契約を結ぶときに連帯保証人を2人立てる必要があります。連帯保証人の2人は、お互いに独立の生計を営む成年者でなければなりません。

連帯保証人は、修学生と連帯して債務を負担する方です。返還金が発生した場合、2人の連帯保証人それぞれに対して債務の全額を請求することとなります。

(8) 返還時の利息

貸与を受けた各月分の修学資金に対し、貸与を受けた日の翌日から大学等を卒業する日までの日数に応じて、年10%の割合で計算した額が利息額となります。大学等を卒業する前に貸与契約を解除した場合には、解除の日までの利息額を計算します。

返還が生じた場合は、生じた日から起算して30日以内に、貸与を受けた修学資金の全額に利息（年10%）を加えた額を一括して返還していただきます。また、正当な理由がなく、返還すべき額を返還期日までに返還しなかったときは、延滞利息（年5%）をお支払いいただきます。

(9) 修学資金の返還猶予

貸与期間が終了後、次の①～⑤のいずれかに該当するときは、それぞれの事由の継続する期間に限り、修学資金の返還を猶予することができます。

- ① 修学生が引き続き大学等に在学しているとき
- ② 市外医療機関で臨床研修、専門研修を受けているとき
- ③ 医師等の免許を取得しようとするとき

限度：医師国家試験受験資格認定を受ける場合 卒業後2年以内

医師国家試験予備試験受験資格を受ける場合 卒業後4年以内

- ④ 医師として市内医療機関に勤務中に、育児休業、介護休業を取得しているとき
- ⑤ 災害、疾病その他やむを得ない事由により、修学資金の返還が困難であると市長が認めるとき

(10) 修学資金の返還免除

次の①、②のいずれかに該当するときは、修学資金の返還が免除されます。

- ① 医師免許を取得し、臨床研修修了後、直ちに市内医療機関において医師として勤務し、当該勤務期間※が引き続き貸与期間に相当する期間（貸与期間が3年末満のときは3年）に達したとき。また、入学一時金の貸与を受けているときは、貸与期間に1年を加算します。

※ 臨床研修又は専門研修を市内医療機関で受ける場合にあっては当該研修期間を含むものとし、育児休業、介護休業その他やむを得ない事由により勤務することがない期間を除く。

- ② 死亡又は心身の故障のため、市内医療機関に引き続き勤務することができないとき。
- ③ 修学生が他自治体医師修学生と婚姻し、修学生が夫婦で当市のほか当該他自治体で勤務する場合は、その勤務期間を返還免除期間に算定できる場合があります。
※神栖市長が他自治体の長と別に協定を結んだとき

(11) 行事等への参加

修学生は、神栖市が主催する行事等へ、原則、参加いただきます。

【行事等の例】

- ・修学生と市職員との面談（隨時：対面または Web）
- ・修学生交流会への参加（例年 3 月に実施：対面または Web）
- ・市内研修医療機関での医師修学生実習への参加（隨時）
- ・市主催の研修への参加（隨時） など

(12) 修学生、修学生医師への支援等

神栖市には、下記のような修学生、医師に向けた充実した支援制度があります。

医師への支援制度の詳細は、神栖市若手医師きらっせプロジェクトのホームページをご覧ください。 URL : <https://kamisuism.com/doctor/>

- ・交流会、実習、研修などの市の行事等に参加するための交通費等の支給
- ・地域赴任医師支援金特例加算
市修学資金制度利用者の方が義務期間終了後に引き続き市内医療機関で勤務する場合に支援金を支給
- ・医師リターン推進事業
地元出身医師のリターン勤務を応援するため、補助金を交付
- ・医師研修事業
国内外の研修学会において研究発表等を行う場合の、往復旅費、宿泊費、研修費等の費用を支援
- ・医師海外留学事業
1 年以上の海外留学を希望する医師を支援
- ・産業医養成プログラム支援事業
産業医業務の実務研修等に参加する専門研修施設の常勤医師に対する手当を支援
- ・社会医学系専攻医受入支援事業
社会医学系専門医研修施設が、社会医学系専攻医に対して支給する報酬を支援
- ・診療所開業資金貸与制度
診療所開設に伴う土地・建物・医療機器購入の費用を援助など

2 申請から貸与開始まで

区分	内 容																							
(1)申請	<table border="1"> <thead> <tr> <th>提出書類</th> <th>申請者</th> <th>連帯保証人</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①修学資金貸与申請書（様式第1号）</td><td>○</td><td>—</td></tr> <tr> <td>②応募理由書（様式第2号）</td><td>○</td><td>—</td></tr> <tr> <td>③誓約書（様式第3号）</td><td>○</td><td>—</td></tr> <tr> <td>④在学証明書※入学前の方は合格を証明する書類</td><td>○</td><td>—</td></tr> <tr> <td>⑤履歴書(写真を貼付)</td><td>○</td><td>—</td></tr> <tr> <td>⑥連帯保証人の最新の収入及び居所等が分かる書類 住民票（世帯全員のもの）、所得証明書、市町村民税の納税証明書 ・以下該当するもの（写し可） 預貯金等残高証明書、公的年金等の源泉徴収票等</td><td>—</td><td>○</td></tr> </tbody> </table>	提出書類	申請者	連帯保証人	①修学資金貸与申請書（様式第1号）	○	—	②応募理由書（様式第2号）	○	—	③誓約書（様式第3号）	○	—	④在学証明書※入学前の方は合格を証明する書類	○	—	⑤履歴書(写真を貼付)	○	—	⑥連帯保証人の最新の収入及び居所等が分かる書類 住民票（世帯全員のもの）、所得証明書、市町村民税の納税証明書 ・以下該当するもの（写し可） 預貯金等残高証明書、公的年金等の源泉徴収票等	—	○		
提出書類	申請者	連帯保証人																						
①修学資金貸与申請書（様式第1号）	○	—																						
②応募理由書（様式第2号）	○	—																						
③誓約書（様式第3号）	○	—																						
④在学証明書※入学前の方は合格を証明する書類	○	—																						
⑤履歴書(写真を貼付)	○	—																						
⑥連帯保証人の最新の収入及び居所等が分かる書類 住民票（世帯全員のもの）、所得証明書、市町村民税の納税証明書 ・以下該当するもの（写し可） 預貯金等残高証明書、公的年金等の源泉徴収票等	—	○																						
(2)選考	書類と面接により審査を行います。																							
(3)貸与承認	貸与が決定したら、「修学資金貸与承認決定通知書」を通知します。																							
(4)契約締結	<table border="1"> <thead> <tr> <th>提出書類</th> <th>申請者</th> <th>連帯保証人</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①修学資金貸与契約書（様式5号） ※印鑑登録証明書と同じ印鑑を押印</td><td>○</td><td>契約書及び同意書に連署・押印</td></tr> <tr> <td>②同意書（様式第6号）</td><td>○</td><td></td></tr> <tr> <td>③印鑑登録証明書</td><td>○</td><td>○</td></tr> </tbody> </table>	提出書類	申請者	連帯保証人	①修学資金貸与契約書（様式5号） ※印鑑登録証明書と同じ印鑑を押印	○	契約書及び同意書に連署・押印	②同意書（様式第6号）	○		③印鑑登録証明書	○	○											
提出書類	申請者	連帯保証人																						
①修学資金貸与契約書（様式5号） ※印鑑登録証明書と同じ印鑑を押印	○	契約書及び同意書に連署・押印																						
②同意書（様式第6号）	○																							
③印鑑登録証明書	○	○																						
(5)貸与開始	<p><貸与額と振込時期></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>貸与額</th> <th>振込時期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>4月・5月・6月分</td> <td>5月</td> </tr> <tr> <td>7月・8月・9月分</td> <td>7月</td> </tr> <tr> <td>10月・11月・12月分</td> <td>10月</td> </tr> <tr> <td>1月・2月・3月分</td> <td>1月</td> </tr> <tr> <td>入学一時金</td> <td>契約締結後</td> </tr> </tbody> </table>			貸与額	振込時期	4月・5月・6月分	5月	7月・8月・9月分	7月	10月・11月・12月分	10月	1月・2月・3月分	1月	入学一時金	契約締結後									
貸与額	振込時期																							
4月・5月・6月分	5月																							
7月・8月・9月分	7月																							
10月・11月・12月分	10月																							
1月・2月・3月分	1月																							
入学一時金	契約締結後																							

	<p>＜毎年提出が必要となるもの＞</p> <p><u>学業成績表又は在学証明書（進級したことを確認するため）</u></p> <p>＜必要に応じて提出するもの＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 氏名(住所)変更届出書(様式第9号) ② 修学資金解除申出書(様式第10号) ③ 退学等届出書(様式第11号) ④ 休学(停学・留年)届出書(様式第12号) ⑤ 復学届出書(様式第13号) ⑥ 連帯保証人変更届出書(様式第8号)
--	---

3 卒業から修学資金の返還が免除されるまで

(1) 卒業後に提出が必要となるもの

提出する時期	提出書類
卒業したとき	① 卒業届出書(様式第14号) ② 修学資金借用証書(様式第7号) ※連帯保証人と連署 ③ 印鑑登録証明書 ※修学生及び連帯保証人の分
医師免許を取得したとき	医師・看護師免許取得届出書(様式第15号)
卒業後に再び国家試験を受けるとき	
卒業後も大学等に在学するとき	
市外医療機関で臨床研修または専門研修を受けるとき	修学資金返還猶予申請書(様式第23号)
育児休業、介護休業を取得するとき	
災害、疾病その他やむを得ない事由により、修学資金の返還が困難であると市長が認めるとき	
市内医療機関で勤務を開始したとき	① 勤務開始届出書(様式第16号) ② 修学資金返還猶予申請書(様式第23号)
市内医療機関に勤務しているとき	勤務状況報告書(様式第18号の2)※毎年提出
市内医療機関を退職したとき	退職届出書(様式第17号)
市内医療機関での勤務期間が、貸与期間に相当する期間に達したとき	修学資金返還免除申請書(様式第25号)

(2) 返還免除までのスケジュール例

【モデル1】6年間貸与を受け、臨床研修後すぐに市内医療機関に勤務する場合

国家試験合格 (免許取得)	年齢 24歳	大 学 6年生	
↓	25歳	臨 床 研 修 1年目	返還猶予 期間
<u>卒業後2年以内の 取得が条件</u>	26歳	2年目	
	27歳	市内医療機関勤務 1年目	貸与期間 に相当
	28歳	2年目	
	29歳	3年目	
	30歳	4年目	
	31歳	5年目	
	32歳	6年目	
	33歳	返還の免除	

【モデル2】6年間貸与を受け、臨床研修後、市外で専門研修を5年間受けた場合

国家試験合格 (免許取得)	年齢 24歳	大 学 6年生	
↓	25歳	臨 床 研 修 1年目	
<u>卒業後2年以内の 取得が条件</u>	26歳	2年目	
	27歳	市外医療機関勤務 (専門研修期間) 1年目	返還猶予 期間
	28歳	2年目	
	29歳	3年目	
	30歳	4年目	
	31歳	5年目	
	32歳	市内医療機関勤務 1年目	貸与期間 に相当
	33歳	2年目	
	34歳	3年目	
	35歳	4年目	
	36歳	5年目	
	37歳	6年目	
	38歳	返還の免除	

(3) 修学資金の貸与を受ける方の義務

修学生は、市長からの求めに応じて、市の行事等へ参加・出席すること。

4 修学資金の返還

(1) 修学資金の返還が必要な場合

以下の返還事由に該当する場合には、修学資金に利息を加えた額を一括で返還していただきます。

〈返還事由と具体例〉

返還事由	具体例
契約解除	① 退学したとき又は除籍となったとき ② 死亡したとき ③ 心身の故障のため、大学等を卒業する見込みがないとき ④ 偽りや不正な手段により修学資金の貸与を受けたとき ⑤ 上記のほか、修学資金の貸与の目的を達成する見込みがないとき
医師免許が取得できなかった	大学を卒業後、 <u>2年以内</u> （外国の医学部に通う医学生で、医師国家試験予備試験受験資格認定を受ける方は、卒業後 <u>4年以内</u> ）に医師免許を取得できなかったとき
医師の業務に従事できなかった	心身の故障により、臨床研修若しくは専門研修を受けることができなくなったとき、または医師の業務に従事することができなくなったとき
市内医療機関で勤務を開始しない。貸与を受けた期間に相当する期間、市内医療機関に従事する見込みがない	① 臨床研修又は専門研修終了後、直ちに市内医療機関で勤務を開始しないとき ② 心身の故障により、臨床研修若しくは専門研修を受けることができなくなったとき又は医師等の業務に従事することができなくなったとき

(2) 返還額の例

入学一時金240万円と月額20万円の貸与を6年間受けた場合

修学資金 1,680万円+利息（年10%） 約576万円=返還額 約2,256万円

(3) 返還の方法

原則として、修学資金の返還事由が生じた日から起算して30日以内に一括して返還していただきます。正当な理由がなく、返還すべき額を返還期日までに返還しなかったときは、延滞利息（年5%）をお支払いいただきます。

5 条例・規則

○神栖市医師及び看護師修学資金貸与条例 平成25年3月26日神栖市条例第9号

○神栖市医師及び看護師修学資金貸与条例施行規則 平成25年3月28日神栖市規則第21号

6 よくある質問

質 問	答 え
合格発表前ですが、申し込みできますか。	合格発表前でも申し込みが可能ですので、事前にご相談ください。
連帯保証人は両親でよいですか。	連帯保証人の2人は、お互いに独立の生計を営んでいる方で、修学資金の返還が生じた場合に、返還する責任を負う資力がある方を立ててください。両親が収入や財産を共有し、家計を同一にしている場合は、両親が共に連帯保証人になることはできません。また、申請の際に連帯保証人となる方の収入等を証する書類を提出していただきます。
修学生本人が市外・他県出身でも貸与が受けられますか。	出身地に制限を設けていないため、神栖市にゆかりのない方でも貸与を受けることができます。
併用できない借入制度とはどのようなものですか。	「茨城県地域医療医師修学資金貸与制度」等、貸与期間終了後に指定医療機関での勤務を返還免除の条件としている制度は併用できません。
市行事等への参加とは、具体的にどのようなものですか。	市修学生と市内医療機関で勤務する医師や看護師との交流会、その他のイベント等への参加をお願いすることができます。
4年間貸与を受け、市内医療機関に3年間勤務しました。市外へ転勤したいのですが、貸与額の1年分を返還すればよいですか。	市内医療機関に勤務する期間が、貸与期間に満たない場合は、勤務した年数に限らず、貸与した金額に利息額を加えた全額を一括で返還することとなります。

7 問合せ先

神栖市 市長公室 地域医療推進課

担当：岩瀬

〒314-0192 茨城県神栖市溝口 4991 番地

電話： 0299-77-8207

FAX： 0299-90-1324

E-mail： iryo@city.kamisu.ibaraki.jp

